公益財団法人千葉県生活衛生営業指導センター
役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

制　　定　平成２５年　７月１２日
一部改正　平成２６年１０月２３日
一部改正　平成２７年　６月　４日

（目 的）

第１条　この規程は、公益財団法人千葉県生活衛生営業指導センター（以下「指導センター」という。）定款第１４条及び第３２条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定め、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

（定義等）

第２条　この規程において、用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

（１）役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

（２）常勤役員とは、理事のうち、指導センターを主たる勤務場所とする者をいう。

（３）非常勤役員等とは、常勤役員以外の役員等をいう。

（４）報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１３号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいい、費用とは明確に区分されるものとする。

（５）費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費として支給する通勤手当及び旅費（宿泊費及び雑費を含む。）をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第３条　常勤役員に対しては、役員としての報酬等を支給しない。

２ 非常勤役員等が、指導センターの用務に従事したときは、報酬を支給することができる。

３ 前項の報酬は、勤務１日につき５，０００円とする。

（報酬の支給方法）

第４条　前条第３項の報酬は、原則として、用務に従事した日に直接本人に支給する。

２ 報酬は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出がある場合は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むものとする。

３ 報酬は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（費用の支給及び支給方法）

第５条 非常勤役員等が指導センターの用務のために旅行をしたときは、旅費を支給する。

２　前項の旅費の額は、別に定める。

３　旅費の支給方法は、前条第１項及び第２項の規定を準用する。

（補　則）

第６条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附　　則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

附　　則

この規程は、平成２６年１０月２３日から施行する。

附　　則

この規程は、平成２７年６月４日から施行し、改正後の役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程は、平成２７年４月１日から適用するものとする。

公益財団法人千葉県生活衛生営業指導センター
職　員　給　与　規　程

改訂　平成２６年１０月２３日

（総　則）

第１条　公益財団法人千葉県生活衛生営業指導センター（以下「指導センター」という。）の職員の給与は法令その他別段の定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

（適用範囲）

第２条　この規程は、指導センターに雇用された常時業務を行う者（以下「職員」という。）に適用する。但し、嘱託、日々雇用職員等、指導センターの業務に期間を定めて従事する者については別に定めるものとする。

（給与の種類）

第３条　給与は、基本給、手当、賞与（期末、勤勉手当）及び退職手当とする。

（給与の支給額）

第４条　給与の支給額は、次の各号に掲げるところによるものとし、国が示した生活衛生関係営業対策事業費補助金の算定基礎額に準拠して定めるものとする。

（１）基本給
（２）扶養手当
（３）地域手当
（４）通勤手当
（５）超過勤務手当

超過勤務手当の種類は、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当とし、労働基準法第３７条に規定する計算により算出した額を支給する。

（賞　与）

第５条　賞与（期末、勤勉手当）の計算は、６月期及び１２月期とし、６月及び１２月に支給する。

（給与の支給日）

第６条　給与は月給とし、毎月２１日にその全額を通貨で支給する。但し、支給日が休日に当たるときは、その直前の勤務日に支給するものとする。

（非常払）

第７条　職員が死亡又は退職したときは、本人又はその遺族から請求があったときに、７日以内に賃金を支払う。但し、その月の勤務日数により日割計算によって得た額を支給する。

（新規採用者又は復職者の給与）

第８条　新規採用者又は復職者の給与の支給額は、発令の日からその支給日の賃金締切日までの勤務日数により日割計算によって得た額とする。

（初任給）

第９条　新たに職員を採用したときの初任給は、経験、年齢、学歴等を勘案するとともに、国が示した生活衛生関係営業対策事業費補助金の算定基礎額に準拠して定めるものとする。

（傷病者の給与）

第１０条　職員が職務のため負傷し、又は疾病により引続き欠勤した場合には、治癒して出勤するまでの間、給与の全額を支給するものとする。

２　自己の責に期すべき疾病又は負傷のため療養休暇を取得したとき、又は休職したときは、次の各号に定める区分に従い、給与の全部又は一部を支給することができる。

（１）３ヶ月未満　月額給与の８割相当額

（２）３ヶ月以上６ヶ月未満　月額給与の５割相当額

（３）６ヶ月以上　月額給与の３割相当額

３　健康保険法第９９条の規定により傷病手当金の支給を受ける場合は、前項の規定にかかわらず給与を支給しない。但し、傷病手当金の支給を受けなくなったときは、前項の規定により、給与の支給を行うことができるものとする。

（昇給又は減給）

第１１条　理事長は、国が示した生活衛生関係営業対策事業費補助金の算定基礎額に増減のあったときは、その増減の状況に応じて給与を増減することができるものとする。

（退職給与金）

第１２条　退職給与金は、勤続３年以上の職員が退職したときに支給する。但し、経営指導員には、原則として退職金は支給しない。

２　退職給与金は、職員が退職し又は解雇されたときはその者に、職員が死亡したときはその遺族に支給する。

３　勤続６ヶ月以上３年未満の職員が退職した場合の退職給与金については、理事長が別に定める。

４　理事長は、経営指導員に退職金を支払おうとするときは、支払額の算出方法等について理事会に諮ったうえ、所要の財政措置を講じなければならな

い。

（勤続年数の計算）

第１３条　勤続年数は、採用の月から退職の月までの期間のうち、休職期間を除いた期間とする。但し、業務命令により指導センター以外の業務に従事したことによる休職期間は、勤務した期間に算入するものとする。

２　前項の勤続年数に１年未満の端数を生じた分については、月割の計算を行う。

（退職給与金支払額）

第１４条　退職給与金は、退職時における基本給と勤務年数に応じて別に定める退職給与支給率を乗じて得た額とする。

（退職給与金の支給）

第１５条　職員が退職したときは、その発令の日から３０日以内に、前条の規定により算定した退職金を支給するものとする。

（退職給与金の不支給）

第１６条　職員が、次の各号の一に該当する行為により懲戒解雇されたときは、退職給与金の全部を支給しないものとする。

（１）刑罰法規によって禁固以上の有罪確定の判決を受けたとき

（２）業務に関し、その地位を利用し不正不当に金品その他を授受して私利を計ったとき

（３）他の者に対して暴行・脅迫を加える等、著しく職場の秩序を乱したことについて、理事会において、指導センターの業務の遂行に当たり多大の損害を与えたと判断されたとき

（４）職務上の指示命令に不当に反抗し、職場の秩序を乱し、又はかかる行為をしたことについて、理事会において、指導センターの業務の遂行に多大の損害を与えたと判断されたとき

（５）事業上の重要な秘密を第三者に洩らしたことについて、理事会において、指導センターの業務の遂行に多大の損害を与えたと判断されたとき

（６）職場でセクシャルハラスメント又はパワーハラスメントとなる行為を行い、職場の秩序や風紀を乱したことについて、理事会において、指導センターの名誉を著しく毀損したと判断されたとき

（退職給与金の減額支給）

第１７条　職員が、次の各号の一に該当する行為により懲戒解雇されたときは、退職金を減額して支給することができる。

（１）正当な理由なしに無断欠勤が３月以上に及んだとき

（２）他の者に対して暴行・脅迫を加える等、著しく職場の秩序を乱した

とき
（３）職務上の指示命令に不当に反抗し、職場の秩序を乱し、又はかかる行為をしたとき
（４）指導センターの承認を得ないで、在籍のまま他に就職したとき
（５）事業上の重要な秘密を第三者に洩らし、又は洩らそうとしたとき
（６）職場でセクシャルハラスメント又はパワーハラスメントとなる行為を行い、職場の秩序や風紀を乱したとき
（７）減給又は出勤停止に該当する行為を繰り返し、服務態度、勤務状況等が改善されないとき
（８）その他前各号に準ずる程度の不都合な行為があったとき
２　前項の規定により退職金を減額するときは、理事会において、平素の服務態度、勤務状況その他情状を考慮し、減額の幅を決定するものとする。

附　　則
１　この規程は、昭和５７年４月１日から施行する。
１　勤続年数の計算において、千葉県生活衛生同業組合連絡協議会の職員であった者が引続き財団法人千葉県生活衛生営業指導センターの職員となったときは、其の２分の１の期間を加算して計算する。

附　　則
１　この規程は、昭和６１年４月１日から施行する。

附　　則
この規程は、平成６年４月１日から施行する。

附　　則
この規程は、平成１３年４月１日から施行する。

附　　則
１　この規程は、平成２６年１０月２３日から施行する。
２　平成２６年４月１日から施行の日までに支給された給与は、この規程に基づき支給されたものとみなす。